

ライフサポートファイルを活用するのはいつ？

ライフサポートファイルを利用されている皆さま、支援している事業所の皆さま、こんにちは。

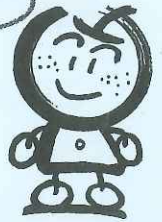
皆さまにお届けしたい情報をまとめました。

今回は、こども発達センターや学校などでライフサポートファイルを手にした保護者を対象に行った、アンケートの結果をご報告します。

ライフサポートファイルは、お子さんの健やかな成長を支援するために、お母さん方の声から生まれましたが、アンケートでは、子育てに忙しい為か「めんどくさい」「棚にしまっばなし」などの声が寄せられました。しかし、「役立った」など活用のメリットについての意見もありました。

子どもの成長の過程でお母さんとお子さんに寄り添うファイルです。上手に活用しているお母さんの『極意』をまとめてみました。

今でしょ！



お母さんからの声

- 小学校入学の際の就学相談で過去の様子を伝える際に役立ちました。
- 子どもの成長に関する書類を一つの場所に保管できたのが良かった。
- 担任の先生が替わると、子どもの特性を説明する際にファイルを見てもらっています。ファイルを見てもらうことで子どもの理解が深まるようです。
- 療育手帳を取得しようと、児童相談所での面接の際に、ファイルに綴った子どもの小さい頃からの記録を見せた事で手帳を取得できました。希望する特別支援学校に進学することができました。
- 二十歳になると申請する障害基礎年金の申請には子どもの生育歴を書く書類があります。ファイルがとても役立ちました。

今回、この通信を作るにあたって、障害福祉サービスを提供する事業所の方々から応援の声が届きましたので紹介します。

事業所からの声

- こども発達センターの専門の先生が作成した支援計画を、専門職種がない放課後等デイサービスでもその情報が療育に活用できて、より良い療育が提供できます。
- ファイルが誕生してまだ間もないことから、その存在を知らない、活用方法を知らない事業所がある事は事実です。お子さんを育むサポーターみんなでよりよい活用方法を見つけていけたらと考えています。

この通信が手元に届いたタイミングによっては、活用するタイミングが『今』でない場合もあると思います。

少し手間かもしれませんが、ファイルにいろいろなことを書き込み、いろいろな人に見られることで立派なファイルに育ち、保護者とお子さんの強い味方になっていくと思います。

ファイルを利用する中で、気になることや気づいたことがありましたら、ご意見をお寄せください。

作成：平成28年3月

作成者：白井市自立支援協議会生活支援部会

白井市療育支援プロジェクトチーム

事務局：白井市役所社会福祉課障害福祉班

障害者差別解消法を知っていますか!?

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

障害を理由とする差別とは?

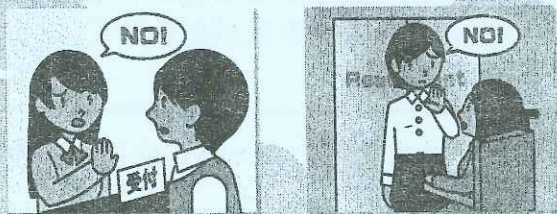
障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明*があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(以下では「合理的配慮」と呼びます。)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

*知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

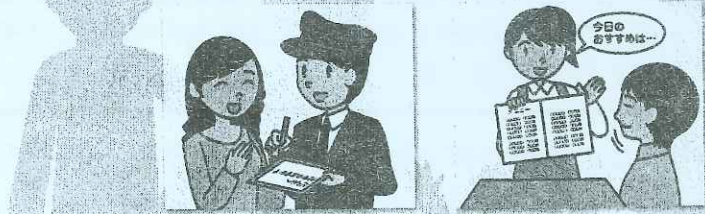
●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

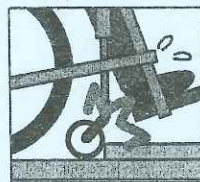
筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



社会的障壁とは?

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

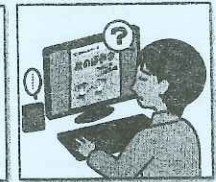
- ① 社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
 - ② 制度(利用しにくい制度など)
 - ③ 慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
 - ④ 観念(障害のある方への偏見など)
- などがあげられます。



例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

内閣府 HP より引用

この法律に基づき、それぞれの人に合わせた合理的配慮を学校や事業所と話し合う場面があると思います。そんな時、ファイルを活用するときです!!

